

告 示

埼玉県告示第五百九十号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十四条において準用する同法第三十条第二項の規定により、次の土地改良区連合の定款の変更を令和七年七月二十三日付で認可した。

令和七年七月二十五日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 名称

葛西・羽生領島中領土地改良区連合

二 事務所の所在地

埼玉県幸手市